

(添付書類)

- 1 位置図（地理不案内の者が願出地に行ける程度のもの。）
- 2 公図（法務局に備えられた地図に準ずる図面）の写し等
願出地の隣接地の地目（現況地目）を地図等に記入すること。
- 3 土地利用図・建物配置図（願出地の土地の形状及びその土地の利用状況（建物がある場合はその配置等が図示されたもの。）
建物配置図には建築面積を記入すること。
- 4 土地の登記事項証明書（願出日から3か月以内に発行されたものであること。）
- 5 願出地の現況を示す写真（願出日から3か月以内に撮影したもの。東西南北各方向から1枚ずつ計4枚。他人の住居等に接しており撮影できない場合でも最低2方向から1枚ずつ計2枚以上撮影すること。）
- 6 「願出日まで20年間以上継続して農地等以外であることを証明するもの」
具体的には、次のものが考えられる。
 - (1) 固定資産税（家屋）評価額等証明書
 - (2) 建物の登記簿謄本又は登記事項証明書（建物を建設した時期についての記載があるもので、願出日から3か月以内に発行されたもの。全部事項証明書に限る。）
 - (3) 国土地理院が発行した願出地の航空写真（願出日から20年以上前に撮影（撮影日の証明があること。）されたもので、願出地の状況が判別できるものに限る。）
 - (4) その他公的機関が発行する土地の状況に関する資料（願出日より20年以上前の状況が、農地等以外の目的に利用されていることが判別できるものに限る。）
- 7 登記簿上の土地所有者（その者が死亡している場合は、その相続人）が、願出手続きを行政書士等に委任する場合は、その旨を証する委任状。なお、この場合において相続人が願出をする場合、戸（除）籍謄本等も添付すること。